

平成 30 年 6 月 定例会

請願・陳情参考資料

(平成 30 年 6 月 15 日)

生活環境部

請願、陳情 受理番号	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																																																							
30年-08	生活環境	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書採択について  鳥取県生活協同組合連合会 会長 松軒 浩史	<p><b>【現状】</b></p> <p>○地方消費者行政に対する国のH30年度予算は、「地方消費者行政強化交付金」として都道府県等に交付され、推進事業と強化事業に区分されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>概要</th><th>事業実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進事業 (交付率 10/10)</td><td>消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作り等による消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組が対象。</td><td>原則7年間継続が可能。(ただし、H29年度までに新規で開始した事業に限る。)</td></tr> <tr> <td>強化事業 (交付率 1/2)  ※国の制度改正によるH30年度からの新事業</td><td>国として取り組むべき重要な消費者政策推進のため、地方公共団体による積極的な取組が対象。  〔従前の国が提案する政策テーマに対応した地方公共団体の先駆的な取組を対象とする事業(先駆的事業:交付率 10/10)は廃止された。〕</td><td>単年度</td></tr> </tbody> </table> <p><b>&lt;当該交付金に係る国予算額&gt;</b> (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">予算額</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>当初</th><th>補正</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td>2,880</td><td>-</td><td>2,880</td><td>地方消費者行政強化交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む</td></tr> <tr> <td>平成29年度</td><td>3,480</td><td>1,200</td><td>4,680</td><td>地方消費者行政推進交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む</td></tr> <tr> <td>平成28年度</td><td>3,480</td><td>2,000</td><td>5,480</td><td>同上</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)が対象</p> <p><b>【県の取組状況】</b></p> <p>○本県においては、国の制度改正を受け事業精査を行い、以下のとおり取り組んでいる。</p> <p><b>&lt;予算額&gt;</b> (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">予算額</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>当初</th><th>補正※</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td>72,395</td><td>-</td><td>72,395</td><td>繰越: 15,000 合計: 87,395</td></tr> <tr> <td>平成29年度</td><td>106,326</td><td>1,939</td><td>108,265</td><td>繰越: 21,062 合計: 129,327</td></tr> <tr> <td>平成28年度</td><td>107,214</td><td>-</td><td>107,214</td><td>繰越: 19,821 合計: 127,035</td></tr> </tbody> </table> <p>※補正予算額は、国補正に伴う増額補正額(次年度繰越額)を除く。</p>	区分	概要	事業実施期間	推進事業 (交付率 10/10)	消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作り等による消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組が対象。	原則7年間継続が可能。(ただし、H29年度までに新規で開始した事業に限る。)	強化事業 (交付率 1/2)  ※国の制度改正によるH30年度からの新事業	国として取り組むべき重要な消費者政策推進のため、地方公共団体による積極的な取組が対象。  〔従前の国が提案する政策テーマに対応した地方公共団体の先駆的な取組を対象とする事業(先駆的事業:交付率 10/10)は廃止された。〕	単年度	年度	予算額			備考	当初	補正	合計	平成30年度	2,880	-	2,880	地方消費者行政強化交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む	平成29年度	3,480	1,200	4,680	地方消費者行政推進交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む	平成28年度	3,480	2,000	5,480	同上	年度	予算額			備考	当初	補正※	計	平成30年度	72,395	-	72,395	繰越: 15,000 合計: 87,395	平成29年度	106,326	1,939	108,265	繰越: 21,062 合計: 129,327	平成28年度	107,214	-	107,214	繰越: 19,821 合計: 127,035
区分	概要	事業実施期間																																																								
推進事業 (交付率 10/10)	消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作り等による消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組が対象。	原則7年間継続が可能。(ただし、H29年度までに新規で開始した事業に限る。)																																																								
強化事業 (交付率 1/2)  ※国の制度改正によるH30年度からの新事業	国として取り組むべき重要な消費者政策推進のため、地方公共団体による積極的な取組が対象。  〔従前の国が提案する政策テーマに対応した地方公共団体の先駆的な取組を対象とする事業(先駆的事業:交付率 10/10)は廃止された。〕	単年度																																																								
年度	予算額			備考																																																						
	当初	補正	合計																																																							
平成30年度	2,880	-	2,880	地方消費者行政強化交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む																																																						
平成29年度	3,480	1,200	4,680	地方消費者行政推進交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む																																																						
平成28年度	3,480	2,000	5,480	同上																																																						
年度	予算額			備考																																																						
	当初	補正※	計																																																							
平成30年度	72,395	-	72,395	繰越: 15,000 合計: 87,395																																																						
平成29年度	106,326	1,939	108,265	繰越: 21,062 合計: 129,327																																																						
平成28年度	107,214	-	107,214	繰越: 19,821 合計: 127,035																																																						

<推進事業：交付率 10/10>

(県事業)

地域ネットワーク化事業、消費者団体活性化交付金、  
とつとり消費者大学公開講座、消費者教育推進計画策定 等  
(市町村事業)

普及啓発事業、消費生活相談員等研修参加費、相談業務委託 等

<強化事業：交付率 1/2>

(県事業)

特殊詐欺被害防止普及啓発事業、思いやり消費(エシカル消費)普及事業、  
特殊詐欺被害防止水際阻止強化対策事業(県警で実施)  
(市町村事業：境港市ののみ)  
消費生活相談員等レベルアップ事業

[参考：全国の消費者安全確保地域協議会設置状況]

消費者安全確保地域協議会の設置については、国において、人口5万人以上の全市町村に設置するよう働きかけを行っている(県内においては、未設置)。

<消費者安全確保地域協議会 設置自治体数(平成30.4月末現在)>

区分	総自治体数	設置自治体数
都道府県	47	8
市町村(5万人以上)	550	57
"(5万人未満)	1,191	37
合計	1,788	102

※「消費者安全確保地域協議会」について

改正消費者安全法(平成26年)第11条の3により、高齢者、障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るため、「消費者安全確保地域協議会」を設置することができる」とされた。

「消費者安全確保地域協議会」を組織する意義

- ① 協議会の構成員として、地域の関係機関のほかに「消費生活協力団体または消費生活協力員」を加えることができる。
- ② 協議会の構成員との間で個人情報の共有がされること。